

令和7年度呉市ふぐ処理者試験実施要領

1 試験の方法

(1) 試験は、学科及び実技について行います。

※試験はすべて日本語で実施します。外国語による試験対応はありません。

(2) 学科試験及び実技試験の科目は、次のとおりです。

ア 学科試験（60分）

(ア) 水産食品の衛生に関する知識

食品衛生法等関係法規及び水産食品の衛生に関する一般的な事項（食品事故、食品の取扱い、施設の衛生管理、自主管理等）に関すること

(イ) ふぐに関する一般知識

条例をはじめとするふぐ処理者制度の内容、ふぐの種類と鑑別、ふぐの処理方法と臓器等鑑別、その他ふぐに関する一般知識に関すること

イ 実技試験（ふぐの種類鑑別：5分、ふぐの処理と臓器鑑別：30分）

ふぐの種類及び臓器の鑑別並びにふぐの処理の技術

なお、処理の技術については、食用に供されるふぐの一尾を一定時間内に解体処理し、可食部分及び不可食部分に分離する技術と試験を通して手洗い等の一般的な衛生管理（まな板、たらい、排水口の清掃を含む）を行いながらふぐを取扱っているかを審査します。

(ア) 種類の鑑別

用意された5種類のふぐについて、それぞれの標準和名を教えてください。

(イ) 解体処理

口ばしの除去、はく皮、内臓の除去（脳及び眼球の除去を含む。なお、脳は頭蓋骨を割る等により、確実に除去すること。）及び皮の処理（粘膜の除去（とおとうみの処理）まで）を行ってください。

※受験者1人あたり未処理のふぐ1個体を用意します。なお、ふぐの種類・雌雄などふぐに関する情報については事前に公表しません。

(ウ) 可食部分及び不可食部分の分類

解体処理したふぐの各部位を可食部分と不可食部分に分類し、それぞれを容器に並べてください。

※全ての部位を分類し、それぞれの容器に並べてください。

(エ) 臓器の鑑別

解体処理したふぐの各臓器を鑑別し、それぞれに該当する臓器名の札を付してください。

2 試験実施日及び場所

(1) 日 時 令和7年10月30日（木）9時30分～17時00分

(2) 受付場所 すこやかセンターくれ2階（呉市和庄1丁目2番13号）

※試験当日、受験者の方はすこやかセンターくれの駐車場は利用できません。

(3) 試験内容

ア 学科試験 9時45分～10時45分 ※₁

イ 実技試験

(ア) ふぐの種類鑑別試験（以下、「種類鑑別試験」という。）

1 1時15分～12時25分（順次）※₂

(イ) ふぐの処理と臓器鑑別試験（以下、「処理試験」という。）

1 3時30分～17時00分（順次）※₂

※₁ 試験当日は9時から受付を開始します。9時30分から受験上の注意事項を説明しますので、9時25分までに受付を済ませてください。

※₂ 実技試験は受験者の数に応じて班分けを行い、順次行います。そのため、受験者によっては待機時間が発生します。

※₃ 試験会場へは受験者本人のみ入場できます。移動等に介助が必要な場合は事前にご相談ください。

3 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（新制中学校卒業）又はこれと同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

書類に不備があると受け付けられませんので、提出期限を考慮し、余裕を持って手続きしてください。

(1) 受験者の定員

20名程度

(2) 受験願書の提出方法

ア 受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年9月30日（火）まで※

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（郵送による提出は、納付書による受験手数料納付を行った場合のみ受け付けしております。なお、9月30日（火）までの消印のあるものを有効とします。）

※ 受付期間の途中であっても、申込者が定員に達した場合には申込みを締切る場合があります。

イ 受験願書の提出先

呉市保健所生活衛生課（呉市和庄1丁目2番13号すこやかセンターくれ5階）

ウ 提出書類

(ア) 受験願書（呉市様式）

(イ) 写真

縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル。出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとし、裏面に氏名を記載の上、受験願書の所定

の欄に貼付してください。

(ウ) 受験資格を証する書類

学校教育法第57条に規定する者（中学校以上の卒業）であることを証する卒業証書の写し又は卒業証明書等※

※ 卒業証明書の場合、原本を提出してください。

※ 卒業証明書の取得には、時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

※ 受験資格を証する書類が外国語による記載の場合は日本語による翻訳文を添付してください。

(エ) (ウ) に掲げる書類に記載された氏名を変更した者は、戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書

エ 受験手数料

15,700円

※受験手数料は、願書受付後は一切返還できません。

オ 手数料納付方法

呉市保健所生活衛生課の窓口で現金を納めてください。

なお、現金以外での納付は原則受け付けておりません※ のでご注意ください。

※ 納付書による納付（個別対応）

(ア) 遠方居住等やむを得ない理由により、窓口での受験手数料の納付が困難な方に限り、納付書での納付を受け付けます。納付書を希望される方は、令和7年9月17日（水）までに呉市保健所生活衛生課（0823-25-3537）に電話で請求をしてください。（納付書の請求は、受験願書受付期間前でも受け付けます。）

(イ) 呉市が発行する納付書により、金融機関等で納めてください。この場合、納入通知書兼領収証書（原本）を受験願書に添付して提出してください。

カ 受験願書等の提出上の注意

(ア) 消せるボールペンや鉛筆等の容易に消すことができる筆記用具を用いて記入しないでください。

(イ) 外国籍の方は、出入国管理及び難民認定法第19条の3の在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条の特別永住者証明書又は旧外国人登録法第5条第1項の登録証明書に記載されている氏名を記載してください。（出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に該当する方は、旅券その他身分を証する書類に記載されている氏名を記載してください。）

(ウ) 受験願書受付後、受験票を郵送します。受験願書の住所は、受験票の送付先となるので、地番及び「何某」方（アパート名又は居住している家の世帯主名）まで詳細に記入してください。また、試験日の7日前までに受験票が届かない場合は、呉市保健所生活衛生課にご連絡ください。

(エ) 郵便により受験願書等を提出する場合（納付書による受験手数料納付を

行ったもの)は、書留にして、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書在中」と朱書してください。

5 試験の際受験者が持参するもの

(1) 学科試験・実技試験を通して使用するもの

- ・受験票（呉市から送付されたもの）
- ・筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

(2) 実技試験（処理試験）に使用するもの（※まな板、手洗い用の石けん液、食器用洗剤、スポンジ、排水口ネットは試験会場に用意してあります。）

- ・白衣・マスクなどの清潔な服装・履き物
- ・調理用具（包丁、ふきん2～3枚以上）
※衛生的に処理を行うために必要な数量を各自持参ください。
- ・軍手等手袋（必要な場合）

6 受験の際の注意点

(1) 実技試験の際の待機時間について

実技試験は、午前中に種類鑑別試験を行い、種類鑑別試験が終了した後、昼休憩をはさんで、午後から処理試験を行います。そのため、受験者によっては長時間の待機時間が発生しますのでご容赦ください。

(2) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の使用の制限について

学科試験開始後から種類鑑別試験が終了するまでの間、及び処理試験中は、不正防止のため、携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の電源を切って、バッグ等に入れておいてください。

種類鑑別試験が終了するまでの間、及び処理試験中に携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等を使用した場合は、受験資格のないものとみなし、退場を命じますのでご注意ください。

種類鑑別試験終了後から処理試験開始までの待機時間中は、使用の制限は行いません。

また、試験会場では移動時間も含めて私語厳禁です。

(3) 実技試験（処理試験）の際の服装について

処理試験の際の服装は、各自が衛生的だと考える服装等で行ってください。なお、試験会場に更衣室を準備しておりますので、必要に応じて着替えを行ってください。

(4) 処理試験の際の器具の使用等について

包丁、ふきんは衛生的に処理を行うために必要な数量を各自で持参ください。また、まな板等を湿らす行為は、行っていただいて構いませんが、試験開始後に行ってください。なお、試験場の床等を濡らすことがないようにご注意ください。

(5) 処理試験での解体処理について

身の処理は、**てっさ材料又はてっちり材料の手前（身欠きの状態）まで行っ**

てください。皮の処理は「とおとうみ」の処理まで行ってください。処理後は、全ての部位を可食部位又は不可食部位に分類し、容器に並べてください。なお、全ての部位が容器に入っていない場合、処理が完了していないとみなされる場合があります。

(6) 体調不良の方

試験当日、発熱等の風邪症状がある場合は、受験を控えていただくようお願いいたします。

(7) 遅刻について

学科試験開始後、30分経過しても受付をしていない場合は、受験することができませんのでご注意ください。

(8) 試験欠席等の取扱いについて

遅刻や体調不良等により欠席した場合であっても、追試験等の特別措置や、受験手数料の返金はありません。また、ふぐの処理試験に使用するふぐの譲渡も行っておりませんのでご了承ください。

7 試験の合格発表の日時及び方法等

(1) 合格発表の日時

令和7年12月11日（木）10時

(2) 合格発表の方法

合格者の受験番号を呉市保健所生活衛生課前に掲示するとともに、呉市ホームページに掲載します。

また、受験者には後日結果を郵送して通知します。合格者には合格証を同封します。

8 その他

(1) 受験願書等の配布

呉市保健所（(4) 受験願書等の配布場所参照）で配布するとともに、呉市ホームページ上に掲載します。

※受験願書の配布は、広島県内の各保健所窓口でも行っております。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理者試験受験願書等請求」と朱書し、110円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便サイズ）を同封してください。

(2) 問い合わせ先

不明な事項は、呉市保健所生活衛生課にお問い合わせください。

(3) 試験に関する問合せ先及び受験願書等の提出先

機関名	住所	電話番号
呉市保健所 (福祉保健部生活衛生課)	〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 (すこやかセンターくれ5階)	(0823) 25-3537

(4) 受験願書等の配布場所

機関名	住所	電話番号
呉市保健所 (福祉保健部生活衛生課)	呉市和庄1丁目2番13号 (すこやかセンターくれ5階)	(0823) 25-3537

※受験願書の配布は、広島県内の各保健所窓口でも行っております。

(5) 得点开示

個人情報保護法に基づき、受験票を持参した受験者本人には、合格発表日の10時以降、呉市保健所生活衛生課で試験の得点を開示します。

なお、得点の開示は、合格発表の日から1か月間は口頭により申し出ることができませんが、それ以降は、書面による開示請求が必要となります。